

受領委任払い方式により住宅改修費を受領できる

事業者の要件を変更します

介護保険制度の住宅改修費について、受領委任払い方式（仙台市から事業者に保険給付分を支払う方法）により住宅改修費を受領（以下「代理受領」といいます。）できる事業者の要件を2017年10月より一部変更します。

- 1 仙台市に対して「居宅介護等住宅改修費の代理受領に関する申出書」を提出していること（変更なし）
- 2 仙台市が実施する住宅改修に関する研修を修了していること（変更なし）
- 3 受領委任払い方式により住宅改修費を受領しようとする年度の初日において、仙台市の住宅改修に関する研修を修了した翌年度の初日から起算して3年を超えていないこと（変更）

⇒仙台市の住宅改修に関する研修を3年間受けないと代理受領ができなくなります。

また、仙台市ホームページの「住宅改修事業者リスト」にも掲載されなくなります。

*ただし、2017年4月1日現在、住宅改修事業者リストに掲載されている事業者の方は、3の要件を2019年4月1日まで猶予します。

⇒2017年4月1日現在、住宅改修事業者リストに掲載されている事業者のうち、2014年以降研修を受講していない事業者の方が、2017年の研修を受け忘れても、2018年の研修を受ければ、代理受領及び住宅改修事業者リストへの掲載は継続します。

なお、研修については、被保険者により適した住宅改修の研鑽という観点から、毎年継続して受講いただきますようお願いいたします。

仙台市が実施する住宅改修に関する研修は、毎年10～11月に実施しています。